

農畜産業支援



トラクターやビニールハウス等の取得・修繕費用が補助されます！

1. 被災農業者向け経営体育成支援事業（国補事業の活用）

補助対象：トラクター等の農業用機械、ビニールハウス等の農業用施設の取得・修繕等
補助率：計6/10（国3/10、県1.5/10、町1.5/10） ※県及び町は上乗せ補助

2. 家畜災害助成対策事業（県単事業の活用）

補助対象：被災した畜産農家の肉用肥育素牛導入に要する経費
補助要件：家畜の被害率（被害頭数）が30%以上の畜産農家
補助率：計3/10（県1.5/10、町1.5/10）
補助金：計3,087万円（県1,543.5万円 町1,543.5万円）

◆問合せ先 役場農業政策課 電話 81-1310

雑損控除等の説明会のご案内

所得税等が軽減される場合があります！

豪雨災害により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除または災害減免法の適用により、平成27年分の所得税等の全部または一部が軽減される場合があります。下記のとおり、説明会を開催いたしますので、ご利用ください。詳しくは下記までお問合せください。

日程	時間	会場
12月17日（木）	14時～16時	境町役場4階会議室

◆問合せ先 古河税務署 個人課税部門 電話 32-4161（代表）

開発許可等申請に係る手数料及び建築確認申請等手数料の免除

住宅の移築・建替えの際の申請手数料が免除になります！

豪雨災害により、全壊、大規模半壊、半壊、滅失、または破損した住宅について、移築、建替、大規模修繕、または大規模の模様替えを行う際に、各種申請手数料を免除し、費用負担の軽減を図ります。詳しくは下記までお問合せください。

◆問合せ先 役場建設課 都市管理係 電話 81-1311

大規模災害時の今後の課題と対策

今回の災害で見えてきた課題と、現在取り組んでいる対策についてご報告します。

課題	対策
防災施設 一時的・広域的な避難所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発電設備・備蓄品を備え、一時避難場所となる高台施設の建設検討（役場北側駐車場） ■ 災害時の避難場所、防災の拠点となる防災ステーションの建設検討（利根川付近）
防災設備 防災設備の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土のうステーションの増設（町内10カ所）
災害対応 安全な避難経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポート等救助用機器の配備
情報伝達 指示決定力のある対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 議会・消防・警察を含めた災害対策本部の設置
情報伝達 あらゆる手段を使った住民への迅速な情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ■ エリアメールの配信 ■ 防災行政無線の活用 ■ 広報車の使用 ■ 行政区長、民生委員等の連絡網
防災意識 住民に「早く、賢く逃げる」という意識を持ってもらうための啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハザードマップの活用 ■ 防災講習会の開催 ■ 想定浸水深（青テープ）の増設



新たな支援策 ～町からの要望が実現！～

町では、災害の影響を受けた方を対象とし、下記のとおり復旧支援を行っています。

中小企業支援

補助上限
50万円



被災した中小企業の皆さんにも新たな支援策があります！

1. 被災中小企業事業継続支援事業

補助対象：被災した中小企業 補助上限：一事業者につき50万円

補助内容：事業再開に必要な機械・設備の修繕や購入、販売促進に要する経費に対して補助。
※例えば、業務用冷蔵庫の修繕や購入、営業車の修繕や購入、宣伝・広告料等が補助対象となります。

2. 災害緊急対策融資

補助対象：次のいずれかの要件に該当する者
要件A：罹災証明等を受けた者
要件B：今回の水害を受けた後、最近1カ月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、その後2カ月を含む3カ月の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれることについて町長の認定を受けた者

融資限度額：8,000万円

融資内容	設備資金	運転資金	設備・運転併用
	13年以内（据置3年）	10年以内（据置2年）	
融資利率	3年以内	1.2%	
	3年～5年以内	1.3%	
	5年～7年以内	1.4%	
	7年～10年以内	1.5%	
	10年～13年以内	1.6%	

信用保証料：要件A：一般保証 0.25～1.7%
要件B：SN4号保証 0.7%

3. 中小企業保証料助成事業（上記の信用保証料に対する助成が受けられます）

要件A：10割（県1/2、町1/2） 要件B：5割（県1/2、町1/2）

4. 緊急対策融資利子補給事業（上記の融資利率に対する助成が受けられます）

内容：融資実行から3年間

補助率	対象融資額 利率	1,000万円以内の部分	1,000万円超の部分
		当初3年間：0.6%	1.2～1.6%
補給率	要件A	10/10（県1/2、町1/2）	10/10（県2/町1）
	要件B	1/2（県2/町1）	1/2（県2/町1）

◆問合せ先 まちづくり推進課 電話 81-1314

被災者生活再建支援



これまで所得制限により対象にならなかった方も対象になります！！

新規事業

1. 災害救助費の住宅の応急修理の拡充分（県単事業の活用）

対象：所得制限により災害救助法の対象とならない半壊世帯
補助内容：居室、台所、トイレなど、日常生活に必要な欠くことのできない部分の応急修理
補助限度額：56.7万円（災害救助法による応急修理と同額）
負担割合：県1/2、町1/2

2. 被災者生活再建支援拡充分（県単事業の活用）

対象：被災者生活再建支援法の対象とならない半壊世帯
支給額：半壊25万円（世帯人数が1人の場合は、3/4の額になります）
負担割合：県1/2、町1/2

◆問合せ先 役場社会福祉課 電話 81-1305